

斜面緑地のもつ問題と課題

小澤恵一 片田卓夫 中沢利幸

一 はじめに

本市の地形的条件からみて、斜面地のあつかいは大きな問題である。

一つは「緑」として「どう考えるか、どのように対処するか」であり、もう一つは、「斜面地のガケ壊れ等の災害を防止するか、安全性をどう確保するか」の問題、さらには前の二つの問題ともかわりながら「宅地開発にどう対応するか」等々の問題である。

緑を保全する立場からは「斜面緑地」という言葉が示しているように、丘陵の上・下が宅地化した中で斜面地の（開発残地のようなものであるが）「緑」が残された貴重な緑として保全すべきである

ということになる、これは斜面地にあることから立体的であり、横からみた景観、量感、変化を本市の中で与える大きな要素になっている。

他方、特に昨今の経済状況、宅地供給の状況（土地の手当）、所有者の土地利用への期待等がからむ中で、「開発したい」という動きも活発で、保全の問題と真向から対立する場面も多々あるところである。

昨年の開発許可、宅造規制法の許可をみると約八〇〇件の許可件数のうち半分位は斜面地にかかわるものと推定される。

斜面地が何故焦点になってきているか。いくつかの要素があげられよう。

① 所有者の立場からみれば財産であるから、経済的な理由があろう。経済的な意味で有効に利用したいということになる。

② デイベロッパーの立場からみれば全体に高地価で安定しており、一方、現状の所得の伸び等の経済的状況からみて売却の絶対額に限度がある中で、より安価な土地として入手できるかどうかは大きな要素で斜面地は利用し難いこともあり、多分に安価であると考えられる。

こうしたことから斜面地開発が目立ち始めているといえよう。更に斜面地については安全をどう確保するかが大きな問題である「斜面緑地だから安全だ」と

- 一 はじめに
- 二 緑としての斜面
- 三 斜面緑地と保全策の現状
- 四 斜面地利用に関する関係法令
- 五 斜面地の開発状況について
- 六 斜面地利用における問題点
- 七 問題点に対する考え方、今後の課題
- 八 まとめ
- 九 おわりに

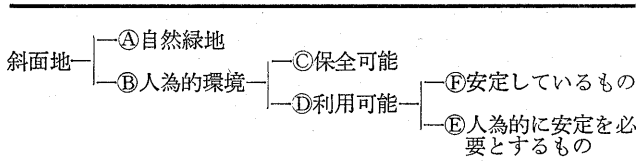
いうことにならない点である。

昭和五十七年の台風一八号の被害をみると、市内で三八〇カ所のガケ崩れが生じた。このほとんどは従来からの「自然ガケ」と呼ばれているもの、古い擁壁の崩壊で造成地そのものの被害は少い。

また崖地として考えると市内には約七〇〇〇余（一連の崖としてとらえると約二〇〇〇）あり、約四〇〇〇カ所では、その上・下に家屋が存在し、人が生活している（急傾斜地崩壊危険区域として指定されているものを除く）。

これらの安全対策についても考えねばならない。安全のためには造成したり、擁壁をくんだりしなければならぬという極論もあり得るところである。

表一 斜面緑地の分類



あるが、公有物としての空間と私有の空間とに分けられる。今回のテーマである斜面の緑地は、本市においてはその殆んどが私有の空間であり、これらを永續性のあるものとして効果的に保全しうる手法が確立されていないところに

問題があり、現在の課題となっている。つぎに、これらの緑地の役割をみると、緑が、ただ、そこに存在するだけで、大きな効用を周辺の住民や多くの市民に与えており、特に、斜面の緑の存在価値は、緑の空間が、面として存在し、立体的な量感が住民の視野のなかで豊富に映ずることにより果たしている役割は大きいといえよう。緑地としての規模が大きければ大きいほど環境面、生態系での評価、価値観は高く、また、緑が有しているさまざまな機能、効用は、社会的な観点からも他のものに換えがたいものであると思われる。ただ、自然地形を残す斜面の緑の評価、価値観が高いという反面、土地利用上の経済的効果等からみると開発に対する抵抗力は、極めて低いことは明らかである。

また、自然地形を有する緑地は、いくつかの弱点をかかえており、本市のように丘陵地が連担する地形では、その丘陵部を人為的に改変し、切り崩された地形が残された斜面から発生を予測される土砂の崩壊等の危険性については大きな問題が内包されている。斜面の緑は、さまざまな機能、効用を有している反面、傾斜地の内包する危険性という両面をもちあわせているため、その斜面に隣接して日常の生活を営んで

いる住民にとっては、その価値をどのようにに判断をするのか、選抜は難しいものと考えられる。三——斜面緑地と保全策の現状 斜面地を分類すると表一1のように分けができるのではないかと考える。自然地形として何等かの方法によって保全可能な斜面地④は、問題はないが、人為的に地形の改変を受けざるを得ない斜面地⑤は、改変を受けながらも保全できる斜面⑥と、利用される斜面⑦に分けられ、このうち、⑥については、現行制度を運用し、残すべき手段を講ずる必要がある。また⑦の利用可能な斜面では、改変されても安定している斜面⑧と人為的に安定させる必要のある斜面⑨に分類でき、これらは、緑化をすることにより、喪失した緑を最大限復元することが可能であると想定できる。そこで、緑を保全するための現行制度をみると、森林法、都市緑地保全法、風致地区条例等の法制度に基づくものと、市民の森の設置や緑地保存地区の指定等の本市独自の制度があげられるが、いずれをとってみても、諸条件等との兼ね合いから、帯に短かし、たすきに長しで、これらの制度を裏打ちする財政面も限られてくるなかで、斜面の緑地を保全して

単純に「斜面緑地だから保全」という図式にはならないところにむづかしさがある。

二——緑としての斜面

都市の緑は、さまざまな形態、機能を有しており、斜面の緑地もその一つとして位置づけることができる。

緑地をその存在する位置や人為的な関係からみると、おおむね、次のようにみることができ、その一つは、所有形態であるが、公有物としての空間と私有の空間とに分けられる。

緑地としての規模が大きければ大きいほど環境面、生態系での評価、価値観は高く、また、緑が有しているさまざまな機能、効用は、社会的な観点からも他のものに換えがたいものであると思われる。

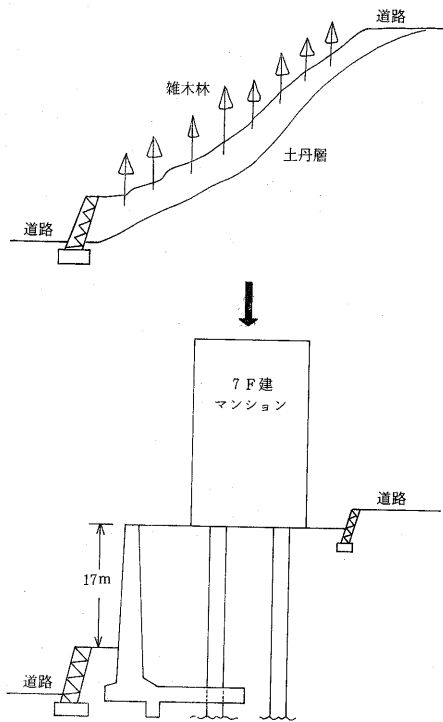
斜面地を分類すると表一1のように分けができるのではないかと考える。自然地形として何等かの方法によって保全可能な斜面地④は、問題はないが、人為的に地形の改変を受けざるを得ない斜面地⑤は、改変を受けながらも保全できる斜面⑥と、利用される斜面⑦に分けられ、このうち、⑥については、現行制度を運用し、残すべき手段を講ずる必要がある。また⑦の利用可能な斜面では、改変されても安定している斜面⑧と人為的に安定させる必要のある斜面⑨に分類でき、これらは、緑化をすることにより、喪失した緑を最大限復元することが可能であると想定できる。

このまま推移すると市街化区域内の緑地は早晩、消滅の危機に瀕するといっても過言ではないと思われる。 こういう状況であるため、早急にこれに対応する手段を検討し、実行に移すことが急務であることはいうまでもないことである。

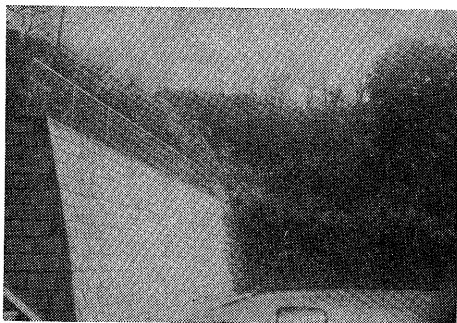
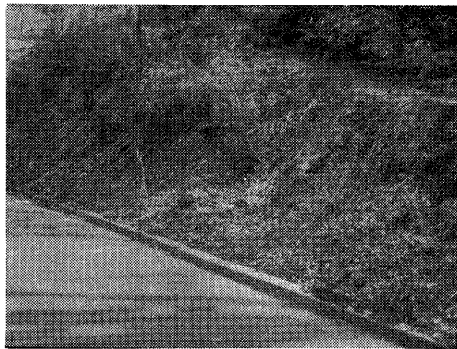
三——斜面緑地と保全策の現状

ここで、先に分類した斜面緑地に対する現行制度の運用の可能性をみてみると、④の自然緑地としての斜面地は、「森林法」による保安林の指定または「都市緑地保全法」の緑地保全地区の指定が考えられる。これらの制度により指定された緑地は永續性が確実であり、土地所有者に対する税制上の特例措置等が認められているので、土地所有者にとっても、行政側にとっても運用の仕方次第では有効である。独自の制度としての市民の森は、制度上、多少の問題点はあるが、土地所有者、利用する市民、行政側の三者にとってそれぞれプラスになるものであるといえる。これらの制度は今後の発展を期待できると考えるが、長期的な展望に立った財政面での裏打ちを相当地力に進めておく必要がある。

図一 1 開発許可例略図



写真一 1・2



本にあるため、緑地を確実に保全ではないうらみがある。但し、土地所有者にとっては、ある面からは有利な制度であるといえよう。

⑤と⑥については、「緑の環境をつくり育てる条例」で緑化の義務づけがされており、開発行為の場合は、緑化及び緑地保存等の協定を併用することによって緑の環境の形成をはかることが必要である。これに対しては、緑化用樹木の供給等援助措置も含めて手当てをしておくことはいうまでもない。

四 斜面地利用に関する関係法令

次に斜面地の利用に関連する法制度について、都市計画法、宅地造成等規制法、急傾斜地法、森林法、都市緑地保全法、横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱等法あり、制度の内容等について簡単に記してみる。

①都市計画法：本市では昭和四十五年六月十日線引きが告示され、市街化区域における許可対象規模は一、〇〇〇㎡以上で建築物等を目的とした区画形質の変更のある工事。

②宅地造成等規制法：宅地造成に伴うがけくずれ、土砂の流出を防止する為必要な規制をする法律で、本市では昭和三十七年八月一日規制区域が告示され、市域の六三・四％が規制区域として指定され、規制区域内における次の形質変更のある工事には許可申請が必要となる。

⑦切土であつて高さが二mを超えるがけを生じる場合

⑧盛土であつて高さが一mを超えるがけを生じる場合

⑨切土と盛土を同時にする場合、盛土一m以下のがけを生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが二mを超えるがけを生じる場合。

⑩⑦⑧に該当しない場合であつても当該切土又は盛土をする土地の面積が五〇〇㎡を超える場合。

⑪急傾斜地法：本市では昭和四十四年十二月二十六日急傾斜地崩壊危険区域が告示され、二〇二箇所（五十九年一月末日現在）における土地の形質変更、立木の伐採等は県知事の許可が必要である。

④横浜市風致地区条例：都市計画法第五八条第一項の規定に基づき、風致地区（約三、五〇〇ha）内における土地の形質変更、建築物の建築には市長の許可が必要である。

⑤横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱：（後述）

五 斜面地の開発状況について

昭和四十四年から五十七年までの斜面地の開発状況をみると、都市計画法第二九条による開発許可件数プラス宅地造成等規制法第八條による許可件数は表一・2のとおりであり市内の斜面地は年毎に確実に減少している。

特に最近の顕著な傾向として都市計画

表一 2 宅地造成工事許可申請等事務処理状況

年度別	許可申請の受付及び許可				完了検査(件)	
	受付		許可		申請	検査済証交付
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)		
44	(11)	(101.2)	(3)	(305.0)	162	53
	493	531.1	△2 398	△0.7 532.2		
45	(15)	(186.9)	(6)	(143.4)	170	70
	510	462.5	383	240.4		
46	(14)	(237.4)	(9)	(143.4)	210	86
	536	455.9	383	414.2		
47	(12)	(68.3)	(12)	(177.9)	244	126
	580	760.9	501	574.2		
48	(23)	(1,626.1)	(18)	(211.8)	270	(1)
	537	450.8	△2 580	△0.3 597.3		141
49	(23)	(130.9)	(17)	(194.7)	254	136
	483	553.6	417	494.4		
50	(15)	(193.7)	(7)	(68.2)	286	191
	466	766.5	426	422.3		(1)
51	(6)	(104.6)	(5)	(68.2)	295	183
	520	466.7	450	215.3		
52	(11)	(1,411.1)	(12)	(26.7)	300	248
	618	957.8	492	404.8		
53	(12)	(439.0)	(11)	(1,322.3)	377	286
	605	478.1	580	437.1		
54	(7)	(4.3)	(14)	(258.7)	(5)	(2)
	615	281.5	509	434.7	405	332
55	(15)	(22.6)	(14)	(221.3)	(5)	(3)
	649	320.3	603	369.8	427	386
56	(26)	(37.4)	(21)	(42.4)	(8)	(12)
	589	368.9	502	211.3	391	356
57	(34)	(101.1)	(21)	(29.7)	(24)	(10)
	636	560.6	622	628.0	468	389
計	(414)	(5,737.0)	(215)	(3,455.4)	(44)	(30)
	10,702	10,052.5	△3 △67 8,974	△0.01 △44.75 7,908.2	5,205	3,136

法に規定する区画・形質の変更がなく建築確認のみで行う行為や、旧宅地造成事業に関する法律及び都市計画法による未利用地(造成時には土地利用不適と判断し芝張り保護工事で残された法地)への宅地造成、建築確認があげられる。

六 斜面地利用における問題点
 ① 都市計画法の開発行為
 この場合、宅地造成等規制法によって開発区域内は、安全性という面から現況の地形、植生はその殆んどが失われ、芝張りの法面や新たに植栽された貧弱な緑

地環境のみが残される。
 現在の開発許可制度は、許可区域内への新興の町づくりであって、要綱等によって公共施設等の整備をすれば可とされているため、都市計画法第一条にいう「都市の健全な発展と秩序ある整備」すなわち周辺市街地との環境整備を含めて

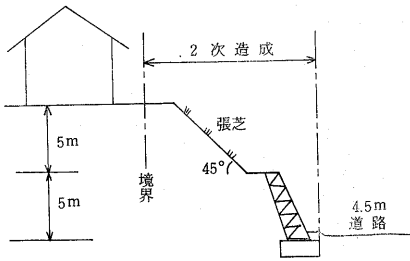
の関連性は非常に薄い。
 同様に第三条の住民の責務として「良好な都市環境の形成に努めなければならない」という項目があるが、住民は、何をどのように努力したら良いのであるのか。市街地の周辺に居住する住民は自然環境をそのままの姿で残しておくことを要望する声が高いが、その自然環境は「私有権、財産権」及び「がけ災害」という二つの問題点をクリアしなければならぬ。例として図1と現況写真1・2を掲げておく。

② 区画形質の変更を伴わない建築行為
 新聞や建築専門書で一躍有名となった鶴見区馬場町の斜行エレベーター付きマンションを例にあげる。区画形質の変更がなければ、敷地が一、〇〇〇㎡以上でも建築基準法以外の抵触はない。この場合、周辺の地形及び植生の一部は現況のまま残すことが可能となり、公共施設等の整備を度外視すれば、最少限の植生は保全できる、しかしながら斜面緑地は常にながれずれ等の安全性の面で危惧がある。表13のように、昭和五十七年の台風六号は、三〇六カ所の他、小規模のがけくずれを含めると四八〇カ所を数え、その殆んどが自然崖地であった。

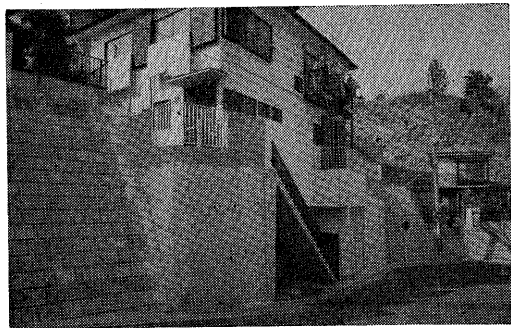
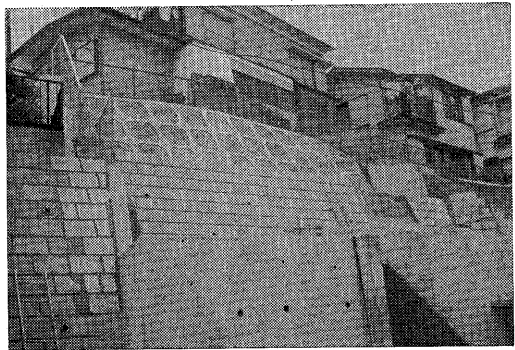
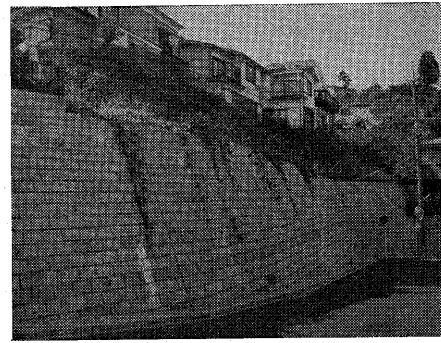
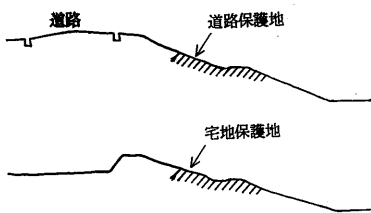
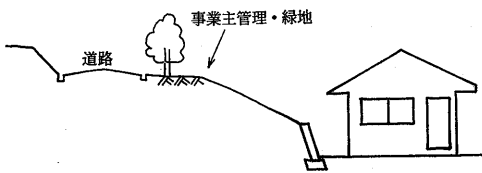
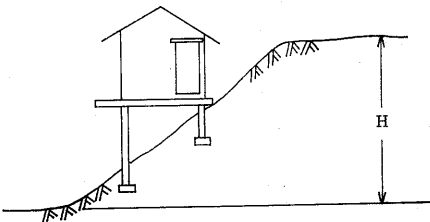
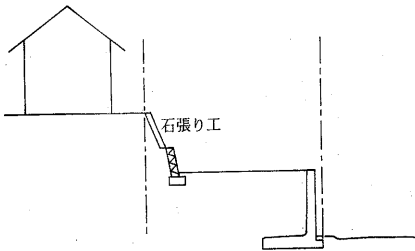
図一 都市計画法未利用地の許可申請

写真一 3・4・5

造成前



造成後

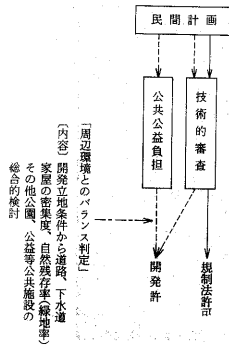


なわち、地層、植生状態、湧水その他排水条件等を見逃したものと考へざるを得ない。指針は指針として、運営する側が能動的に働きかけができるかどうかに関係が残るのは次の指針内容でも明確となる。土地利用（開発）を不適當とするがけ等という項目に次の様なものがある。

◎斜面の方位、斜面が周辺住宅の上に存在するか下にあるか等による日照、通風、ブライバシー、電波障害他周辺住環境への影響の度合い、判定が難しい。

◎斜面緑地を土地利用することに対する積極的な考へ方としては、敷地空間の有効利用、土地単価が安価の為、ローコストで市民に提供が可能であり、日本の人口構造から言えば将来の高齢者の住居

図-3 現在の開発許可の在り方



としては高層住宅よりは望ましい、負担の不公平さは残るが、公共施設は開発地の中に整備されている等が掲げられる。

④ 斜面緑地で表土崩壊の恐れのある崖地

傾斜角度が大きく、オーバーハングしている崖地は、「緑地」よりも「崖くずれ対策」で付近住民のコンセンサスは得られ易いが、防災工事に莫大な費用を要する為、防災費用捻出と合わせて宅地造成工事として整備する方向に流れ易い。この場合、一、〇〇〇㎡以上の面積がある場合、一、〇〇〇㎡以下の面積がある場合、残り部分は「三年念書(当分の間、土地利用しない旨の誓約書を提出させる)」「ミニ宅地造成がなされ、周辺に中途半端な崖地が残されるケースが多い。

図-4 1ha未満の開発

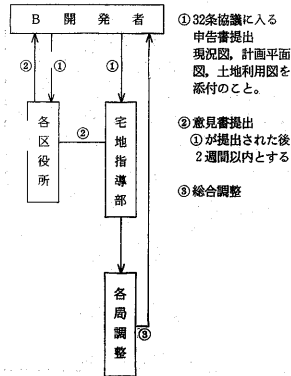
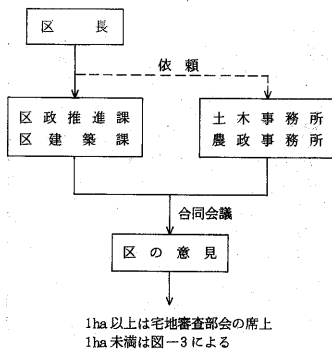


図-5 区の開発許可に対する機構



⑤ 急傾斜地崩壊危険区域及び保安林

急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けているが、工事の実施基準に合わず未着工のまま放置されている緑地は、急傾斜地法と規制法の二本の許可によって宅地造成されるか、手つかずのままというのが実情である。なお、保安林指定箇所については特に問題はない。

以上、問題点を述べてきたが、その他二点ばかりを記してみる。

◎崖くずれ、土砂の流出を防止することによって、国民の生命、財産を守るという規制法の使命は絶大で、法律プラス私有財産権がイコール「斜面緑地の減少」という図式になっており、これは「風致地区内の緑地」であっても同様である。

例えば、「山手風致地区内」の「マンション建築確認の取り消し訴訟(静寂な雰囲気有害され、緑地がまとまりのある

形で十分に確保されず、建築によるがけくずれの恐れを著しく増大させ、防災上の危険性があり、周辺土地の風致を損うとの理由による周辺住民からの取り消し訴訟)」は、昭和五十九年一月三十日横浜地裁は、「風致地区は公共のものであるため、景観享受は法が具体的に保護しているものではない。原告不適格」と却下した。

◎緑地保存地区指定事業は、「緑地の所有者の申請に基づき」、市街地区域内の主として樹木によって形成されている概ね、「二〇アール以上の一団の土地」を指定し、当該所有者と「一〇年以上」の保存契約を締結し、市長は「緑地保存奨励金」を交付する。

市民の森設置事業は、「私有緑地の保存」と「市民の憩いの場を提供」することを目的とする。主として樹木によって形成されている「概ね五ヘクタール以

上」の土地で、使用契約、指定期間は「一〇年以上」とし、市長は奨励金を交付する。

両制度共に考えさせられる点は、「一〇年以上」プラス「奨励金」の是非、前者は「所有者の申請」という受動的行政であること、後者は「五ヘクタール」という面積問題と、三保の市民の森の例にある様な市民のマナーの問題、市民の緑地への関心度のジレンマを考察する必要がある。

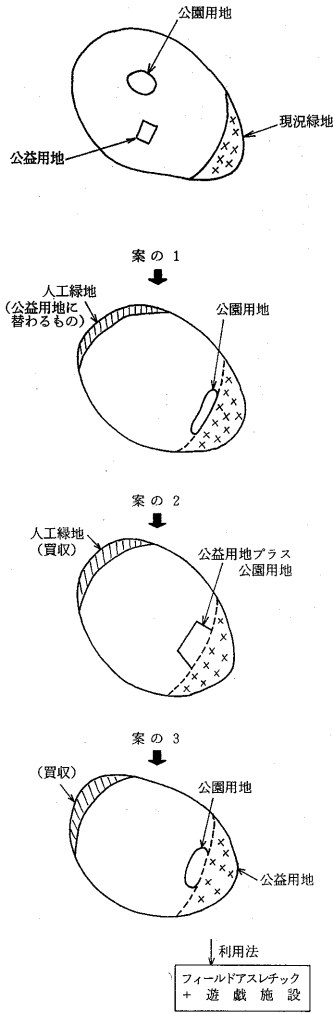
七 今後の課題

① 都市計画法の開発行為

現在の開発許可の在り方は図-3の様になる。そこで新たに「周辺環境とのバランス」ということで、一四区における各区独自の「街づくり提案要綱」なるものを作成し、開発許可審査に関する区の発言力を高める。建設省の「宅地開発要綱見直し論」には逆行することになるが、開発業者に対し、都計法第三二条(公共施設の管理者の同意等)協議の際に、まず各区の意見を聴取することを義務づけることを提案したい。そして緑地の観点からは、公益用地を中心とした宅開要綱の見直しを断行することによって、「緑の保全策」を考える。

現在、特別の場合を除き、一ヘクター

図一6 開発許可制度を利用した斜面緑地保存例一公益用地と自然林及公園用地の合併



ル以上の開発許可のみを、「宅地審査部会(区の参加は認めているが、意見内容は不統一であったり、単視眼的なものが多い)」に計っているが、それ以外は開発者が独自に三三三協議を行い、十分な調整機能機関がない。そこで一ヘクター未満であっても、建築局宅地指導部が窓口となり、例えばA区におけるB開発者の三三三協議の進捗状況を常に把握すると共に、図一4の様な機構で、新規「A区街づくり要綱」を生かした指導を推進する。又、区の開発許可に対する機構を図一5に示す。

次に、開発許可制度を利用した斜面緑地を保存する具体的な例をあげてみる。

例一、企画財政局、区が公益用地の確保が十分であると判断した場合は、替わって緑地部分を増加させる。緑地は人工法面、自然斜面緑地を問わず市で譲り受けることとする。特に人工法面は規制法

によって安全性は担保されており、又、自然のままの緑地は将来も市管理ということであれば、防土堤とロックフェンス工事によってできる限り現況を残すことも可能と思われる。

例二、図一6の様に、公益用地と自然林及び公園用地とを合併する。

② 区画形質の変更を伴わない建築行為
公共公益施設、道路、下水道等のパランス判定度によっては積極的に推進させても良いと考える。昭和五十七年夏に、林野庁が「森の香気を浴びて心身を鍛えよう」という趣旨の構想を打ち出した際に、「森林浴」ということが生まれた。これが、入居者にとってはこの上ない斜面緑地が保存されよう。現在ある「がけ指針は撤廃し、斜面緑地周辺の崖への配慮は、区建築課判断で積極的に「工作物確認」の指導強化を行う。

③ 旧事業法及び都市計画法の未利用地
規制法許可による未利用地斜面の造成工事は緑地保存という観点からは逆行するものであるが、行政指導で考えられる緑化再生工法としては、ツバキ等株物類を利用した緑化石積み工法(大臣認定されたもの)を指導する、造成で築造される法面、特に切土面は、従来の張り芝工モルタル吹付工だけではなく、ポット苗木(直根性の亜高木程度でも可)等9種を生工を積極的に導入する時期にあるのではないかと思われる。図一5にも示した様に、都市計画道路、河川改修事業と同等な考え方の基に、自然山林、人工斜面緑地を市の単独事業として予算化し、同様に、緑の条例にある「契約・奨励金制度」を順次買収方式に転換する必要性を強調したい。また、緑地保存地区の拡大策として、造成法面に亜高木のポット苗木を植栽し、開発の完了公告後に、事業

者または管理組合等より保存地区指定の手続きを強制させる方法が、考えられるが、その為には現在ある「緑の条例」の指定要件の緩和措置等の抜本的再検討が急務となる。

④ 斜面緑地で表土崩壊の恐れのある緑地
横浜市内には六千とも七千ともいわれる崖が存在している。崖地に対する資料が未整備の為、昭和五十八年度より建築局宅地指導部に調整防災担当を設置し、「崖台帳の整備」及び自然崖を中心とした防災パトロールを実施している。特に二年目にあたる昭和五十九年度は、「がけくずれ危険区域三〇九箇所」を実地踏査することにより、自然災害を未然に防止すべく、土地所有者に対し防災工事の必要性を積極的に説得にあたる予定である。自然崖に対する法律は急傾斜地法以外は何もない現状の中で、本市としては所有者に対し「要望書を送付すること、建築助成公社による防災融資のピーアールに加えて、ビニールシート、土のう等を各区委託業者に保管してもらい、各区判断で必要な際、活用して貰うシステムもできあがっている。しかし、この様な自然崖地は本題テーマの「斜面緑地」と考えることは多少無理がある。すなわち斜面緑地を論ずる場合は少なくとも必要

最小限の防災工事が施工された箇所であれば意味はない。その為には先程述べた融資制度の見直し、例えば金利負担は金額本市で肩替りするという様な方法も考えられる。

⑤ 急傾斜地崩壊危険区域及び保安林

保安林、急傾斜地に区域の拡大そのものが、財源問題を中心に非常に困難な状況におかれており、斜面緑地の定義には入れてあるが、住民の望む緑地保全、緑地環境からは程遠いものである。

八 ———— まとめ

斜面緑地保存策を検討してみたが、方法論としては、公益用地の緑地への方向転換・緑地拡大政策の為の財源確保・緑地契約推進の為の「緑の条例」改正作業の必要性・がけ指針撤廃があげられる。

現在全市に点在する公益用地は「宅用地

地」であり、直接的には本題の斜面緑地とは関連がないが、緑地の概念枠に入ると、未利用公益用地に植栽を導入する、又、公益用地として遊歩道程度の手を加えた自然山林を譲り受ける（山林のままの方が評価額が低く面積的には広範囲に手に入れることが可能である）方法が良いと思われる。次に緑地確保を本市施策の中で位置付けを高める為にも、

緑政局用地課の組織拡充を計ると共に、大規模公園用地買収よりは各区役所との連携、区民会議の活用を図り緑地を獲得する為の財源を確保できるのかどうかを検討しなければならない。緑地契約についてであるが、斜面緑地を拡大する為には是が非でも、一次造成における未利用地に一定規模の植栽本数、敷地規模のある場合は、緑地保存地区として指定できる様、緩和措置を講じなければ、これから開発される造成斜面地は現在同様二次

造成の危険性にさらされるので、一刻も早く見直し作業に着手すべきと考える。自然のままの緑地保存として指定すべき土地が減少する中での解決策としては、手を加えた斜面緑地をも積極的に包含しなければ住民の願いは救えない。

九 ———— おわりに

最近、にわかに斜面緑地という字句が新聞紙上を賑わし始めたが、内容はというと、「自然を残せ」、「開発行為は都市に残された数少ない緑を奪う破壊行為」、「地元住民の開発反対陳情」等々、一〇年も前から言いつくされてきた「環境破壊」が、所謂、語句が変わって斜面地開発と言われる様になったに過ぎない。それでは市民全体が納得いく様な開発、望ましい街づくりというのは可能なのかどうか、行政側に投げかけられたこ

の課題に対する回答を我々以上に住民は期待している。

本題テーマを考えれば考える程、緑地・自然とは、人間にとってだけでなく、植物、野生動物他にとっても必要性の訴えは理解できるが、それ以上の突っ込みができなかったのは残念である。

最後に、現在の行政は、都市計画法を中心に、民間主導のミクロの開発のごく一部を捉えることによって、マクロ的な街づくり施策を誘導するのではなく、開発予定区域内に法的に、「必要とされるもの、宅地開発要綱で必要としているもの」をただ配置しているに過ぎず、周辺環境には目をつむっているのが実情である。行政側からの既成市街地との開発誘導を考える時期に来ていることを痛感する。△小澤△都市計画局開発部長△片田△緑政局中部農政事務所長・前緑政課緑政係長△中沢△建築局宅地第二係長△